

障害年金のご案内

病気やケガなどによって障害の状態にある方が、一定の要件を満たしている場合に受給することができる年金制度です。障害の原因となった病気やケガの初診日に加入していた年金が国民年金の場合は「障害基礎年金」、厚生年金の場合は「障害厚生年金」の請求が可能です。障害基礎年金は1・2級、障害厚生年金は1級から3級及び障害手当金があります（障害者手帳と障害年金の認定の基準は異なります）。

■ 受給要件

下記の要件をすべて満たしている方が対象になります。

- ① 原則 20 歳以上 65 歳未満の方
- ② 障害の原因となった病気やケガについて初めて診療を受けた日（初診日）が、年金加入期間中にあること
（初診日が 20 歳前にある方はこの限りではありません）
- ③ 初診日に一定期間の保険料を納付していること
（初診日が 20 歳前にある方はこの限りではありません）
- ④ 原則、初診日より 1 年 6 か月を経過していること ←障害認定日
（障害によっては 1 年 6 か月の経過より前に申請できる場合もあります）
- ⑤ 障害の程度が法律に定められた一定基準以上の状態であること

■ 申請窓口・必要書類

- ◆ 障害基礎年金：お住まいの区市町村の国民年金担当課
- ◆ 障害厚生年金：年金事務所（初診日に共済組合に加入されていた方は、加入していた共済組合が窓口になります）

申請に必要な書類は窓口にてご確認ください。診断書の書式は、障害の種類によって異なります。

■ 障害基礎年金額（令和2年4月現在）

- ◆ 1 級：年額 977,125 円 + 子の加算
- ◆ 2 級：年額 781,700 円 + 子の加算

■ その他

- ・ 障害認定日（原則、初診日より 1 年 6 か月を経過した日）に法律に定められている障害の程度（等級）に該当しなかった方が、その後症状が悪化したときに、受給ができる場合があります（事後重症による請求）。
- ・ 5 年分を限度に、遡及して年金を受給できる場合があります（遡及請求）。
- ・ 初診日が 20 歳前にある方は、受給者本人の所得制限があります。
- ・ 受給期間が定められている場合は、更新の手続きが必要です。

制度についての詳細は、当院中央棟 1 階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」
または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表）（内線 2081, 2084, 2489）

